

指名停止措置業者（ 物品・役務 ）

業者名	指名停止期間	指名停止等理由	事実の概要
新明和工業（株）	R7. 10. 8 ～ R8. 4. 21	「八代市競争入札参加資格者指名停止等措置要領」別表第2第5号（独占禁止法違反）に該当するため。	極東開発工業（株）と新明和工業（株）は、共同して特定特装車製品の販売価格を引き上げる旨を合意し、独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）の規程に反する行為を行ったため、公正取引委員会から排除措置命令及び課徴金納付命令を受けた。